

○奈良市総合計画審議会規則

平成元年 3 月 28 日規則第12号

改正

平成 2 年 3 月 27 日規則第 8 号

平成 8 年 3 月 28 日規則第23号

平成11年 3 月 26 日規則第11号

平成17年 3 月 31 日規則第62号

平成21年 6 月 25 日規則第53号

平成23年 3 月 31 日規則第34号

奈良市総合計画審議会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(昭和28年奈良市条例第24号)第 2 条の規定により、奈良市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第 2 条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員が公職にあることにより委嘱をされた場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとし、その職に就任した場合は、委員に委嘱されたものとする。

4 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(小委員会及び部会)

第 3 条 審議会に専門の事項についての調査及び審議を行うため小委員会及び部会を置くことができる。

2 小委員会及び部会の長及び委員は、前条の委員のうちから会長が指名する。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第6条 審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補助する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月27日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日規則第23号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月26日規則第11号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第62号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月25日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日規則第34号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。